

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から支給を行います。

〔支給対象〕 つぎの①・②のいずれかに該当する世帯（すでにひとり親世帯分を受給した方は除きます）

- ①平成15年4月2日以降（障害児の場合は平成13年4月2日以降）令和4年2月28日までに出生した児童を養育している令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
- ②令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった世帯

〔給付額〕 児童一人あたり一律5万円

〔申請手続きなど〕

申請が必要となります。該当すると思われる方は、下記までお問い合わせください。

ただし、令和3年4月分の児童手当を受給している方は申請不要です。詳しくは、広報おくたま7月号をご覧ください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

## 心身障害者福祉手当などの支払

○20歳以上65歳未満で、心身につぎのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方
- (2) 愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方
- (3) 脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

- ・都制度 月額1万5500円（身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1～3度の方など）
- ・町制度 月額1万600円（身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方）
- ・町制度 月額6400円（身体障害者手帳4級の方）

\*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

- ・町制度 月額5000円

○令和3年4月～7月分を8月16日に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777



## OKUTAMAお太助隊に新メンバーが入りました！

全国的に少子高齢化が進むなか、奥多摩町の10年後、20年後を見据え、地域の課題を話し合い、必要な助け合い活動を考えていく協議体『OKUTAMAお太助隊』に新しいメンバーが入りました。

今後も『助け合いの輪を広げていく活動』を住民のみなさんと一緒に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔OKUTAMAお太助隊メンバー〕

- ・大串久美子さん（大丹波）・菊池 良さん（栃久保）
- ・木村 光恵さん（南氷川）・小峰 京子さん（南氷川）
- ・坂村 徳子さん（留 浦）・瀧島 君子さん（小丹波）
- ・濱野 文夫さん（梅 沢）
- ・平澤 栄子さん（大氷川）（新メンバー）

